

第4回 海上合同 WG 議事要旨

1. 日 時 : 平成 24 年 10 月 19 日(金) 14:00-16:00

2. 場 所 : ソリッドスクエア西館 1 階第 2 会議室

3. 議事の概要

(1) 議題

①第3回 WG 提案内容についての結果報告

○ 事務局（センター）から、資料 1 に基づき説明の後、意見交換を行った。

② Web 業務のご提案

○ 事務局（センター）から、次の事項について資料 2 に基づき説明の後、意見交換を行った。

- ・ Web 業務の対象とする業務

③情報提供機能に特化したサービス（仮称：iNACCS）の提案

○ 事務局（センター）から、次の事項について資料 3 に基づき説明の後、意見交換を行った。

- ・ iNACCS のサービス概要
- ・ レポートサービスについて
- ・ ストレージサービスについて
- ・ インターフェースや提供時期等について

④ 次期システムへの移行方針

○ 事務局（センター）から、次の事項について資料 4 に基づき説明の後、意見交換を行った。

- ・ 移行方針について流れ

(2) 意見交換の概要

○ 第3回 WG 提案内容についての結果報告

- 項番 4 の要望事項に対して、業界内で検討したが、航空の利用者は概して提案内容で良いという意見であった。しかし、現状で海上システムを利用して航空貨物を扱っている者は、現行システムにおいて不参加となっている蔵置場が、本当に次期システムから参加していただけるのか不安を持っている。次期システムにおいても不参加の蔵置場がある場合、どのような対応をとるのか。（委員）

⇒ 基本的にはご提示した案で進めていきたいと考えており、今後、影響のある通関業者様に対して、提案内容等の説明を行い、ご理解をいただきたいと考えている。（事務局）

- 海貨業界は現行 NACCS から参加しているが、通関業者や保税蔵置場といった

業界に比べ、NACCS での位置づけが曖昧であると感じている。海貨業者は港湾運送事業法に基づき免許を受けた業者であり、海貨業者という免許を得ている者しかできないという業務もあると認識している。この点をきっちりと整理しないと次期 NACCS でも混乱をきたす恐れがあるため、配慮いただきたい。

また、項番 6 にある ACL 業務については、本来入力者は海貨業者であると考えている。しかしながら、ACL03/04 については、船会社からの要望ということで仕様変更を行っており、海貨としては突然の仕様変更と感じている。こうした点の進め方についても配慮いただきたい（委員）

⇒ 海貨業者の皆様は現行システムからご参加いただいたわけですが、ご認識のとおり、現行システム参加時に、全体業務フローの中でどの業務を、誰が行うのかといった検討がしっかりとなされていなかった面があると反省している。この点については、今回海上貨物物流の全体フロー図の中で改めてきちんと整理をさせていただきたいと考えており、委員の皆様からご意見ご協力をいただきながら作業を進めていくこととしたい。また、ACL 業務の利用についても、今後、関係業界の皆様とご相談をさせていただきながら、検討を進めさせていただきたい。（事務局）

- 項番 6 の要望（意見）はどの業界から提出されたものか、確認をさせていただきたい。（委員）

⇒ 海貨業者からいただいた要望である。なお、ACL03/04 の利用については、今後、関係者の皆様と調整のうえ、対応させていただきたいと考えている。（事務局）

- 項番 8 について、輸出輸入に係らず、航空システムで保税蔵置場に入れた場合、これまでと同様に最後まで NACCS で処理ができるとの認識で良いか。（委員）

⇒ ご認識のとおりである。（事務局）

○ Web 業務のご提案

- Web 対象業務について、入出港業務では B 業務だけ対応との提案だが、旧港湾 EDI システムでは A 業務も利用可能であった。従って、Web 対象業務として A 業務も実装していただきたい。

また、スマートフォン対応も提案されているが、照会業務だけではなく、一般のオンライン業務も是非対象としていただきたい。（委員）

⇒ A 業務についても対象となるように検討を進めたい。また、スマートフォン利用については、画面展開等も含めてどこまで対応可能なのか検証が必要と考えているが、可能な限り対応できるように検討したい。（事務局）

○ 情報提供機能に特化したサービス（仮称：iNACCS）の提案

- 提案資料は現行システムでの利用可能業種ということだが、次期では荷主も輸出入申告情報照会等の利用が可能なるという前提で考えている。その上での意見となるが、現状では、法律上書類による保存が必要とされているが、電子データでの提供が可能となれば電子帳簿保存法によるデータでの保存ということが可能になるのではないかと考えている。更に言えば、NACCS の情報が原本となることで、荷主の保存義務をなくしていただきたいという思いがあるが、せめてNACCS のデータを電子帳簿保存法の対象となるような対応をお願いしたい。また、現状の問題として、輸出入許可情報は荷主に提供されているが、修正申告の情報は対象となっていないこと、また、インテグレーターが取扱う輸入通関データの紐付けが困難となっているが、iNACCS の利用によりこうした情報も荷主が利用できるように対応していただきたい。(委員)

⇒ 情報提供については、修正申告関係の情報の取扱いも含めて、今後、具体的なご意見をいただいた上で詳細仕様で検討させていただきたい。電帳法との関係は制度上の問題もあるので、本WGで整理することは難しいが、今後ご意見を伺いながら可能な範囲で検討をしていきたい。また、インテグレーターとの関係については、今後の検討課題ということになるが、関係団体との意見交換の場を設けることも可能と考えているので、必要があれば調整させていただきたい。(事務局)

- NACCS には我々にとって有用な情報が蓄積されていると思うが、これらの情報を上手く利用することによって、かなりの事務の効率化が図れるのではないかと考えている。ただ、現状では、どのような情報があって、どのようなタイミングで入ってくるのか等々、詳細まで理解していない。是非、一度、アドホックなWGでも説明会でも良いが、説明いただける機会をお願いしたい。(委員)

⇒ ご要望については、個別に対応させていただきたい。(事務局)

- iNACCS の提供にあたって費用はどのように考えているのか。また、現在はNACCS の管理資料をダウンロードのうえ保存のうえ保存台帳として利用しているが、iNACCS で7年間保存するというのであれば、NACCS にある情報を保税台帳とみなしていただくことが出来ないか検討をお願いしたい。(委員)

⇒ 費用については、これからの検討課題と考えている。また、保税台帳のあり方については当方で解決できる問題ではないが、今後、関係省庁との間で調整をさせていただきたい。(事務局)

- 次期システムへの移行方針
意見なし

(3) 今後のスケジュール

○ 第5回の海上合同 WG の開催日は 11 月 21 日 (水) 14:00~16:00 とする。

(参考) 第4回海上合同 WG の委員は別紙のとおり

以上